

4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：三木町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.9%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	89.3%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0%
31～35年	84.0%
26～30年	94.9%
21～25年	88.5%
16～20年	96.1%
11～15年	93.2%
6～10年	94.0%
1～5年	91.8%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員について】

- 勤続年数 31～35 年の女性職員の高卒・短大卒の割合が高いことから、この年代の女性の給与が男性と比較して低く算出される。
- 男性に対する扶養手当支給額は全体の 73.7%であり、男性の平均給与が高く算出される一要因となっている。
- 保育士・幼稚園教諭は中級（短大卒）の採用枠で採用しており初任給が大卒よりも下回る。保育士・幼稚園教諭の 95%以上が女性であることから、女性の平均給与が低く算出される。
- 県等からの派遣職員の内、基本給の支給のない者は除外している。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員について】

- 日給または時給の報酬形態をとる職員は、算出対象から除外している。（勤務時間数が全体の給与額算出に与える影響が大きいため。）

【全職員について】

- 男性は男性全体の 75.9%が常勤職員であるが、女性は女性全体の 54.2%が常勤職員以外の職員である。常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）は常勤職員と比較して、支給される手当の種類が少なく、相対的に給与水準が低いため、職場全体としてみたときに、女性の平均給与が低く算出される。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。